

川崎西税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒215-8585 川崎市麻生区上麻生 1-3-14 Tel. 044 (965) 4911 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



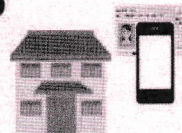
自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	受付時間
令和5年 2月1日(水) ～ 2月7日(火) ※ 土、日を除きます。	多摩区役所11階会議室	川崎市多摩区 登戸1775-1	午前9時30分から 午後3時00分まで 【オンラインによる事前申込をお願いします】

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、川崎西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月6日（金）から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、
【050-3196-3904】（受付時間：平日午前10時～午後4時※正午から午後1時を除く）
へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、
オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので
ご了承ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi110/booking_pages

（裏面もご覧ください。）

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
令和5年 2月16日(木) ～ 3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	川崎西税務署 3階会議室	川崎市麻生区 上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※「当日入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 「入場整理券」は、**LINEによる事前発行**で入手することができます。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 令和4年分の申告書作成会場では、LINEでの事前発行のほかに「当日入場整理券」を1階ロビーにて配付します。
- 「当日入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、**上記開設期間(2月16日)**の前でも相談を受け付けております。
- 申告書等の提出のみの場合は、川崎西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 期間中は、当署の駐車場・駐輪場は混雑が予想されますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

LINEで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから!

スマホで確定申告!



税務署での申告相談ではスマートフォンによる申告をご案内しています

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請**を行う必要があります。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください!!

スマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト

